

平成29年7月12日 奈良市子ども政策課

平素は奈良市の教育・保育行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。 5月15日(月)の説明会の概要及び6月5日(月)に開催いたしました(うさぎ組保護者対象)施設整備の補足説明の概要を配付いたします。

今後も継続して情報提供を行ってまいりますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお 願いいたします。

# 1 当日の説明内容について(5月15日開催分)

### (1)奈良市幼保施設運営事業者選定委員会について

- 民間移管に係る法人の選考を透明性・公平性のある適正なものとするため、外部の有識者等で構成される条例に規定された市長の附属機関であり、『募集要項の策定』、『法人の審査』、『それらの順位の決定』等を行います。
- 当該委員会へは、保護者代表と地域代表の方にも就任いただき、日頃から園に関わっておられる方の観点からも選定に携わっていただきたいと考えています。また、鶴舞こども園の職員については事務局として参加します。
- 奈良市の基本的な考え方を基に、優良な法人を選定し、円滑な移行を図るために必要な事項を 定めた『募集要項』を作成し、これに定める事項を遵守できる法人が応募対象となります。
- 奈良市と移管先法人との間で『協定』を締結することになります。また、この『協定』を締結した後は、移管先法人を法に基づく『公私連携法人』として指定します。そうすることで移管後も市が運営に一定の関与が持ち続けることができ、指導監督等を行う権限も担保されます。

### (2)三者協議会の設置や引継・共同保育(案)について

- 移管先法人への移管に際して、移管後の園運営に関する諸事項(主に新たな取組を行う場合) 等について、在園児保護者、奈良市、移管先法人の三者からなる「三者協議会」を設置し、確 認及び協議を行い、合意形成を図ります。
- 移管先法人が決定してから、実際に移管する1年前までに、引継計画を策定します。 そして移管1年前からは、施設運営全般や園行事、クラス運営の様子の観察等の引継ぎを行い、 移管3か月前からは、実際に鶴舞こども園職員と移管先法人の職員とで共同保育を開始し、個 々の園児の様子などを把握し、園児や保護者との信頼関係を築くことをめざします。

### (3)保護者アンケートについて

- 移管先法人の募集の際に、保護者一人ひとりの思いを選定委員会及び応募法人へ伝えるために、 保護者アンケートを実施します。このアンケートでは、主に在園児保護者の観点から移管後も 引き継いでほしい教育・保育内容や小学校・地域との連携の具体的な取組内容などをお聞かせ いただきたいと考えています。
- ※ 保護者アンケートは6月2日(金)をもって、回収いたしました。多くの方からのご意見ありが とうございました。なお、回答内容については、法人募集の際に保護者の声として資料にて公 表させていただきます。

- Q1 優良な移管先法人が決定しない場合は、移管までの期間は市が運営するのですか。
- A1 平成29年度より選定委員会を開催し、募集要項の策定、移管先法人の選定等の具体的な 取組を進めていきます。当計画は平成32年度からの公私連携による民間移管のため、移 管までは余裕を持ったスケジュールとなっています。そのため、1回の法人募集で必ず決 定しなければならないものではなく、しっかりと運営を継続的かつ安定的に行うことがで きる優良な法人が選定されるまでは複数回募集を行うことも考えられます。そのため、移 管までに法人が決定しないことは現段階で想定していませんが、万が一、法人が決定しな い事態となった場合にはその都度対応を考えていきます。
- Q2 選定委員会で、保護者代表1名の負担を軽減するため、資料の事前提供をするとのことですが、法人の名称等どこまで情報を提供してもらえるのですか。
- A2 法人の応募書類に関しては、他の事業者との差別化を図るためのノウハウや提案については、不開示の要素が高く、基本理念など法人のHP等に掲載されているものに関しては、開示が可能など細かな線引きを検討していく必要があります。また、選定委員の方については事前に募集要項(案)や関係する法令集等を提供させていただく予定をしています。
- Q3 民営化についてのメリットをもう一度教えてください。
- - また、「私立」であれば国や県からは運営費や施設整備に関する補助金が交付されるため、市の財政負担を軽減しながら、さらなる保護者ニーズに即したサービスの充実が期待できます。
- Q4 応募法人の現地調査については、選定委員である保護者代表1名以外にも複数名の保護者で参加したいと考えていますが、何名まで参加が可能なのでしょうか。
- A4 現地調査の保護者の参加人数ですが、選定委員の保護者代表1名に、あと2名を加えた計3名までは参加いただけるように考えていますが、最終的には選定委員会に諮ったうえで決定することになります。
- Q5 すでに奈良市で民営化して成功している幼保施設はあるのですか。
- A5 公設民営の保育園であった鶴舞保育園、中登美保育園を民間移管(民設民営)した実績はありますが、公私連携による民間移管は平成27年度から導入された新制度のため、実績はありません。平成32年度は、鶴舞こども園の他に右京保育園も公私連携による民間移管を予定しています。
- Q6 三者協議会は、保護者だけでなく小学校や地域との連携のために、校長先生や地域の代表者にも協議に参加してもらえないですか。
- A6 例えば、三者協議会の協議事項の中に、小学校・地域との連携について等の内容がある場合には、その回の三者協議会に参加いただくなど、臨機応変に対応したいと考えています。

- Q7 小学校敷地内に私立こども園があることについて、どういった所に配慮するのか教えてください。
- A7 教育・保育については、隣に小学校がある利点を活かし、民間移管後も今までのように小学校との連携を行えるように、引継ぎを行っていきます。安全面では、3号認定の受け入れ等で、車で通園する方が出てくると思いますが、現在、小学校とこども園との共有部分に車の乗り入れは原則行わずに、出入りは園南門(UR開発)を利用していただくことを考えています。いずれも移管先法人が決定してから具体的な内容を協議していきます。
- A8 原則として、現在利用している門は引き続き利用できるようにしていきたいと考えていますが、今後、小学校及び開発事業を行っているURとも事業状況の確認を行いながら、協議を行っていきます。
- Q9 平成31年度中に施設整備を行うとのことですが、期間中は園児がプレハブの園舎で生活したりしないといけないのですか。
- A9 予定している施設整備の主な内容としては、給食調理室、3~5歳児の定員の拡充及び3号 認定の受け入れのための園舎増築や送迎用駐車場の整備等を想定していますが、現園舎については在園児が生活しているため、改修する予定は現在のところありませんので、工事期間中にプレハブ園舎で生活したりすることは予定していません。

### 3 当日の説明内容について(6月5日開催分)

- (1)平成31年度の施設整備について(案)
  - 平成32年度からの民間移管の際には、1号認定定員を拡充するとともに、0歳児からの受け入れも行うことを予定しています。
  - 施設整備のイメージとしては、在園児の生活する現園舎の改修予定はなく、新たに園舎を増築する予定をしています。
  - 工事の内容や具体的な安全対策については、移管先法人からの提案となり、三者協議会で保護者の理解を得たうえで行うことになります。
  - 増築することで園庭が狭くなるのではないかというご心配をいただいておりますが、仮に、現園舎と同規模の園舎を園庭に増築をしても他の幼稚園やこども園の園庭よりも広い園庭を確保できると見込んでおり、現在よりは規模が小さくなることは避けられませんが、十分な幼児教育を行える面積は確保できると考えています。
- (2)奈良市幼保施設運営事業者選定委員会での応募法人の現地調査について(案)
  - 移管先法人の選考の際の現地調査について、保護者は選定委員を含め3名まで参加できることを想定しておりますが、最終的に選定委員会の場で諮り、決定したいと考えています。

## 4 当日いただいた主なご質問等と市の考え方について(6月5日開催分)

- Q1 送迎用駐車場は、どれくらいの広さが確保できる予定ですか。
- A1 現時点では、どの場所に送迎用駐車場を整備するかは移管先法人の提案によるため未定ですが、最低でも10台程度は駐車できるスペースが必要ではないかと考えています。
- Q2 民営化したら手をあげると言っている法人はすでにあるのですか。
- A2 応募事業者については、これから選定委員会を開催し、募集要項を審議・策定したうえで 募集していくこととなりますので、現在把握していません。なお、この鶴舞こども園の民 間移管に関する計画は、私立幼稚園、保育園長会等を通じて、周知活動を行っています。
- 経営母体が幼稚園(学校法人)であれば幼児教育、保育園(社会福祉法人)であれば保育 Q3 に方針が偏らないか心配です。また、いくら充実した教育内容だとしても、奈良市のこと をあまり知らない他県の法人は心配です。
- A3 教育・保育内容については、幼稚園であれば「幼稚園教育要領」、保育所であれば「保育所保育指針」に基づき行っていますが、幼保連携型認定こども園は、その両方の整合性を確保した「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき教育・保育を行うことになります。また、移管先法人は「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に加え「奈良市立こども園カリキュラム」に基づき、教育・保育に関する全体的な計画を作成し、実施することを条件とする予定です。そのため、どちらかに偏ることはありません。
- Q4 法人の応募がなければ、他県から法人を誘致する等、必ず法人を決定するのですか。
- A4 移管先法人は必ず1回の募集で決定しなければならないものではありませんので、仮に法人の応募がない場合は募集要項の再検討を行った上で、再度募集期間を設けることなどにより、妥協なく、よりよい法人を選定できる仕組みを構築していきたいと考えています。 なお、鶴舞こども園の民間移管については、移管まで余裕をもったスケジュール設定をしています。

- Q5 私立になったら国から補助金が出るとのことですが、保護者のお財布事情が厳しくなるのではないかと不安です。
- A5 公私連携による私立認定こども園へ移管されると運営形態区分としては「私立」となるため、運営費や、施設整備の補助が国や県から交付されることになりますが、保育料は市立こども園と同じく所得に応じた負担額となりますので、保育料が私立運営に変わることにより上がることはありません。また、サービスの導入などで新たな費用が発生する場合には、三者協議会にて保護者の理解を得たうえで行っていくこととなります。
- Q6 公立では、保育料は2人目半額、3人目は無料となっていますが、それは私立になっても変わらないのですか。
- A6 変わりません。
- Q7 平城西小学校区から通園していますが、鶴舞こども園が私立になったら入園の優先は第一 優先となるのですか。
- A7 平成32年度の民間移管時に移管先法人による増築等により、定員拡充を行う予定としていますが、平城西幼稚園については、平城幼稚園との再編により市立こども園へ移行するため、平城西小学校区の第一優先は、(仮称)平城こども園となります。移管先法人より、鶴舞小学校区だけでなく平城西小学校区の方も第一優先として取り扱いを行う等の提案があれば、協議していくこととなりますが、現在の市の仕組みとして、一つの小学校区に第一優先の園を2園設けることは行っていません。
- Q8 当初、鶴舞幼稚園は平城西幼稚園と再編し、1つのこども園になると聞いていましたが、 どうなったのですか。
- A8 平成25年に策定した幼保再編実施計画では、中学校区を基本として再編方針を検討するとしていましたが、計画策定当初よりも市立幼稚園の園児数が加速度的に減少し、かたや保育所では待機児童が大幅に増加し、中学校単位での再編内容を再検討する必要性が出てきました。そこで鶴舞こども園(当時、鶴舞幼稚園)については、利便性もよく、待機児童の解消に寄与することも見込めることから、平成29年4月より民間移管し、公私連携幼保連携型認定こども園へ移行する方針を平成27年3月に公表しました。その後、保護者・地域等との協議を重ね、URの開発や3年保育の早期実施の声を鑑み、平成32年4月より民間移管することを前提に、平成29年4月から市立こども園として運営することを平成28年8月に再度方針決定し、現在に至っています。
- Q9 選定委員会が始まって、法人が決定しなければ、決定するまでは公立で運営を続けると文書化してもらえないですか。
- A9 当市としては、平成32年4月からの公私連携による民間移管を方針決定した以上は、その計画に向けて妥協なく法人選定をするとともに、優良な法人から応募いただけるような仕組みづくりを考え、高い水準での教育・保育を引継ぐことが大切であると考えています。そのため、法人が決定しなかった場合等の措置について現段階で文書化することは致しかねます。
- Q10 選定委員会で法人を決める際、多数決で決定したりしないのですか。法人を決定する際は、地域・保護者代表の点数を最重要視してほしいです。
- A10 多数決で法人を決定することはありません。法人の審査の際は、選定委員一人ひとりに持ち点があり、書類審査やヒアリング審査等を通じてそれぞれ採点し、その合計点が最も高い法人が移管先法人の候補者とする予定です。また、地域・保護者代表の点数を最重要視してほしいというご意見ですが、一人ひとりの点数の配分を変えることは、地域・保護者代表の負担も考え、想定していません。ただし、他の選定委員の方も鶴舞地域のことを最もよくご存知である地域・保護者代表の方の声はもちろん大切にされ、情報を共有したい部分だと思いますので、地域・保護者代表の意見を伺うことなく審査を進めることはないと考えています。

#### Q11 選定委員会の議事録は市民でも見ることができるのですか。

- A11 公開の会議であれば議事録の全文、非公開の会議であれば議事録の概要が閲覧可能です。 市のホームページに掲載及び総務課の行政資料コーナーに設置予定です。
- Q12 法人が決定した後に、法人が鶴舞こども園にそぐわない法人だった場合、不服申し立てはできるのですか。
- A12 妥協なく、優良な法人を選定し、適切に引継ぎ等を行っていく他、移管後に法人側において協定違反があったような場合には、法の規定に基づき市が指導監督を行います。なお、その指示に従わない場合は市として指定を取り消すなどの措置を進めることになりますが、そぐわない法人とならないように取組みを行います。 万一そのような事態になった場合には、行政不服審査法により、行政に対し、審査請求をすることができます。

### 市立幼保施設の再編に関する問い合わせ先

[担当課] 奈良市 子ども政策課 (市役所中央棟3階)

(担当) 柏木 • 小寺

[TEL] 0742-34-4792 [FAX] 0742-34-4798

[MAIL] kodomoseisaku@city.nara.lg.jp

[ 市立幼保施設の再編に関する市のホームページ]

http://www.city.nara.lg.jp/www/genre/00000000001366066836305/index.html

